



事務の手引き

● 入会・退会・会費	2・3
● 事業所変更・会員事業所間異動・事業所合併	4
● 様式一覧	5
● 慶弔給付制度	6・7
● 定期健康診断補助制度（事業所対象）	8・9
● 定期健康診断・人間ドック・ インフルエンザ予防接種補助制度（個人対象）	10・11
● 職場レクリエーション補助制度（レクサポ）	12
● 勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）	13
● 中小企業退職金共済（中退共）	14
● 全福ワンコイン労災・シェアオフィス優待割引	15

各種様式はSCKホームページからダウンロードできます

- ・ 会員変更届 ・ 退会届 ・ 事業所変更届 ・ 会員事業所間異動届 ・ 事業所合併届
- ・ 給付金請求書 ・ 給付金（弔慰金）請求書
- ・ 定期健康診断補助（事業所対象）申請書 ・ 定期健康診断・人間ドック等補助（個人対象）申請書
- ・ インフルエンザ予防接種補助（個人対象）申請書 ・ 職場レクリエーション補助申請書

下記の様式はSCKにご請求ください

- ・ 入会申込書兼会員カード ・ 預金口座振替依頼書 ・ 脱退届
- ・ 財形貯蓄契約等に関する事務委託申込書 ・ 中小企業退職金共済契約申込書



SCK

検索

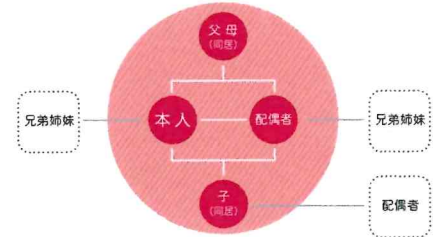
<https://www.sck.or.jp>

▶ 入会

※FAX による届出はできません

■ 入会 ●様式-A (SCKに請求)

- ・採用等により入会される場合は、入会申込書兼会員カードを提出してください。
- ・登録家族欄には、右記の●に囲まれたご家族の氏名等を記入してください。
- ※入会申込書提出後は入会を取り消すことはできません。提出前に十分な確認をお願いいたします。



■ 入会日

- ・毎月10日（休業日の場合は前営業日）までの受付は当月1日。
- ・毎月11日以降の受付は翌月1日。
- ※10日までの申込で翌月1日入会を希望される場合はお申し出ください。
- ※ベネフィット・ステーションのご利用は、SCK入会月の16日以降となります。

▶ 退会

※FAX による届出はできません

■ 一部退会 ●様式-B (HPよりダウンロード)

- ・退職等により退会される場合は、退会届を提出するとともに会員証を返却してください。

■ 事業所退会 ●様式-G (SCKに請求)

- ・廃業等により事業所退会される場合は、脱退届を提出するとともに、会員証を返却してください。

■ 退会日

- ・退会届及び脱退届を受理した日が属する月の月末が退会日となります。
- ※前月末までに退職等をされた場合で退会届の受理日が10日までの場合に限り、退会日は前月末となります。
- ※会員本人死亡の退会日は、当月死亡の場合は当月末、それ以前に死亡されている場合は死亡日がいつであっても前月末となります。

▶ 会費

■ 入会金・会費

- ・入会金：会員1人につき500円（全額事業主負担）
 - ・会費：会員1人につき月額700円（原則事業主負担）
- ※事業主と勤労者双方で負担する場合、勤労者の負担は半額以下でお願いします。

事業主が負担した入会金・会費は、税法上、損金または必要経費として処理できます。
損金処理した入会金・会費は消費税対象外取引となります。

■ 会費の納入

- ・原則として指定口座からの振替。四半期払い又は年払いを選択をしていただけます。

	期 間		振 替 日	備 考
四半期払い	1 期	4月1日～6月30日	4月26日	4、7、10、1月の各26日 ※振替日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日。
	2 期	7月1日～9月30日	7月26日	
	3 期	10月1日～12月31日	10月26日	
	4 期	1月1日～3月31日	1月26日	
年払い	4月1日～3月31日		4月26日	

振替日の約10日前に領収書兼請求書（前期分の領収書と当期分の請求書）をお届けします。

■ 会費の精算

- ・入会や退会により会員数が増減した場合、会費の振替日に次のとおり精算します。
- * 四半期払い：次期以降の口座振替日に繰り越して相殺または徴収。
- * 年払い：事実発生後、直近の口座振替日に返金または徴収。
ただし4期中に発生した退会者については四半期払いに同じ。

■ 会費滞納による受益の制限等について

- ・会費を滞納すると、給付金や補助金等はお支払いできません。
- ・会費を3か月以上滞納し、納入の見込みがないと認められるときは、退会となる場合があります。

▶ 事業所変更

※FAX による届出はできません

■ 申請方法 ●様式 -C(HP よりダウンロード)

- ・事業所の登録内容に変更が生じた場合は、事業所変更届を提出してください。
※登録の会費引落口座に変更がある場合は【様式-F】預金口座振替依頼書(SCKに請求)もあわせて提出してください。

▶ 会員事業所間異動

※FAX による届出はできません

■ 申請方法 ●様式 -D(HP よりダウンロード)

- ・人事異動により会員事業所間の異動が生じる場合は、事実発生後に異動先の事業所から会員事業所間異動届を提出してください。
※新しい会員証を発行いたします。

▶ 事業所合併

※FAX による届出はできません

■ 申請方法 ●様式 -E(HP よりダウンロード)

- ・会員事業所間で合併した場合は、存続事業所から事業所合併届を提出してください。
※存続事業所の会員番号は変わりません。
※消滅事業所の会員には新しい会員証を発行いたします。

▶ 様式一覧

■ 会員対象 ● SCK事務局に請求またはHPよりダウンロード

・必要事項を記入後、FAX または郵送で提出してください。

	様式名	備考
様式-1	会員変更届	会員の登録内容に変更が生じた際に使用
様式-2	会員証再交付・家族カード発行申請書	実費200円要
様式-3	給付金請求書	6・7ページ参照
様式-4	給付金（弔慰金）請求書	6・7ページ参照
様式-5-1	定期健康診断・人間ドック等補助（個人対象）申請書	10ページ参照
様式-5-2	インフルエンザ予防接種補助（個人対象）申請書	11ページ参照

■ 事業所対象 ● SCK事務局に請求またはHPよりダウンロード

・必要事項を記入後、SCK事務局へ持参または郵送で提出してください

	様式名	備考
様式-A	入会申込書兼会員カード（複写用紙）	2ページ参照
様式-B	退会届	事業所の会員の一部が退会する際に使用
様式-C	事業所変更届	4ページ参照
様式-D	会員事業所間異動届	4ページ参照。転職は対象外
様式-E	事業所合併届	4ページ参照
様式-F	預金口座振替依頼書（複写用紙）	会費引落口座を変更する際に使用
様式-G	脱退届	2ページ参照。事業所の全会員が退会する際に使用
様式-H	定期健康診断補助（事業所対象）申請書	8・9ページ参照
様式-I	職場レクリエーション補助申請書	職場レクリエーション計画書のみ FAX 可

▶ 給付・補助等の制限

- ・次に該当する場合、給付金・補助金は支給できません。
 - * 会費が未納の場合
 - * 偽り、その他不正行為があった場合
 - * 事由が会員資格取得日以前または退会後に発生した場合

▶ 慶弔給付制度

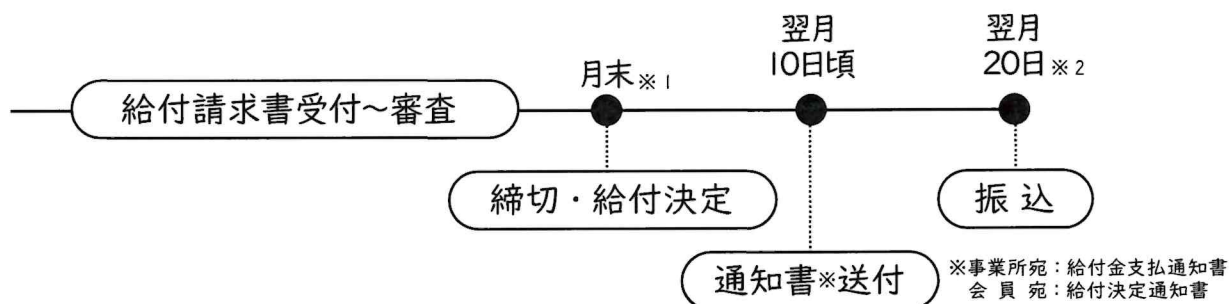
■ 対 象 ●事業所入会后6ヵ月経過以降に会員(本人)が在会中に発生した事由

■ 請求期限 ●給付事由発生後1年以内

- ・退会後の請求はできません。
- ・還暦や結婚等で給付事由発生月に退会される場合は、事前にSCKへご連絡ください。
- ・会員本人が亡くなられた場合に限り、退会後であっても死亡日から1年以内であれば給付金(死亡弔慰金(本人死亡))の請求が可能です。

■ 請求から支給までの流れ ●様式-3・4(HPよりダウンロード)

- ・給付金(永年在会慰労金を除く)は、会員からの請求に基づいて給付します。
- ・給付事由発生後、給付金請求書に必要事項を記入し、証明書類を添えて請求(FAX可)してください。
- ・夫婦とも会員の場合、該当の給付金をそれぞれ請求できます(証明書類はそれぞれの請求書に添付してください)。
※請求書は1事由につき、1枚必要です。
※証明書類は、給付事由発生後の日付のものがが必要です(入学祝金請求の証明書類「就学通知書」はこの限りではありません)。



※1…締切日がSCK休業日の場合はその前営業日となります。

※2…振込日が金融機関休業日の場合はその翌営業日となります。

- ・給付決定通知書を添えて、給付金を対象の会員にお渡しください。

■ 証明書類

- ・証明書類は(次ページ表内の証明書類欄の赤字参照)を確認できるもの(コピー可)を添付してください。給付決定した提出書類はお返しいたしません。

注意!

戸籍、住民票、診断書などの証明書類は、必要項目が記載されているページだけでなく全てのページ(発行日、証明者名、印のある最終頁も含む)を漏れなく添付してください。
また、給付事由の確認に不要な部分は、塗りつぶすなどの処理をしていただいて差支えありません。

■ 不備書類の保管期限

- ・証明書類の不備をご連絡してから3ヶ月以上経過した提出書類は、事業所宛に返送させていただきます。
改めて、必要な提出書類を添えて請求期限内にご提出ください。

■ 給付項目別証明書類一覧

給付項目	事由発生日	給付金額		証明書類
結婚祝金	婚姻届出日（入籍日）	20,000円		婚姻年月日と配偶者名が証明できるもの ・婚姻届受理証明書 ・戸籍謄本（抄本）等 ※住民票は不可 （住民票は婚姻日を証明するものではないため） ※SCKへの請求は2回まで ※登録家族に変更（追加及び削除）がある場合は会員変更届（様式-1）をご提出ください。
結婚25年祝金 結婚50年祝金	婚姻届出日より 該当年数を迎えた日	10,000円		婚姻期間が証明できるもの ・満25年、50年経過した後に発行した戸籍謄本（抄本） ※婚姻届受理証明書は不可 ※発行日にご注意ください。
出産祝金	出産日	10,000円		出生と会員との続柄が証明できるもの ・出生届出済証明書（母子手帳の1ページ目） ・戸籍謄本（抄本）等 【早期新生児死亡（7日以内）の場合は該当しません】 ※双生児以上の場合、1児につき1件
入学祝金	小・中学校入学日 （4月1日）	10,000円		就学が証明できるもの ・就学（入学）通知書 ・在籍証明書 ・生徒手帳
還暦祝金	60歳の誕生日	5,000円		生年月日が証明できるもの ・運転免許証 ・健康保険証 等
入院見舞金	入院から 10・30・50日を 経過した日	10日～29日 30日～49日 50日～	10,000円 30,000円 50,000円	入院期間と傷病名が証明できるもの ・医師の診断書 ・入院（退院）証明書 ・各種保険金の請求書等（医師による証明のあるもの）等 ※見込みの診断書は不可 ※同一傷病名で請求する場合は、前回の退院日より1年以上経過していなければ対象になりません。 ※退院後に請求。但し、50日以上の場合のみ、50日を越えた時点で請求可。
障害見舞金	身体障害者手帳の 交付日	4級～6級 1級～3級	45,000円 90,000円	障害の等級と交付日が証明できるもの ・身体障害者手帳 ※4級～6級で請求後、等級が1級～3級に変更になった場合は、すでに給付済の見舞金との差額を支給します。
死亡弔慰金	死亡日	会員本人 会員の配偶者 会員の子 会員の実父母	70,000円 30,000円 30,000円 10,000円	死亡年月日と会員からみた続柄が証明できるもの （戸籍謄本（抄本）等の続柄が記載されている公的な書類） <会員本人が死亡した場合> 死亡年月日、相続人（請求者）との「続柄」が確認できるもの ・死亡診断書、戸籍謄本（抄本）等 <配偶者・子・実父母が死亡した場合> 死亡年月日、死亡された方との「続柄」が確認できるもの ※妊娠12週以上で死産の場合、早期新生児死亡（7日以内）の場合も該当します。（死産証明書）
永年在会慰労金	入会より 該当する年数が経過した 入会日	5年 10年 20年 30年 40年	5,000円 5,000円 10,000円 10,000円 10,000円	自動給付 入会から5年、10年、それ以降については前回給付から10年を経過した日の翌月に支給します。

▶ 定期健康診断補助制度(事業所対象) ※FAX による届出はできません

■ 対 象 ●労働安全衛生法に定められている定期健康診断の受診

■ 申請期限 ●受診後1年以内

・受診日に会員であれば退会後でも請求可能。

■ 補助対象健診機関・回数・補助額・健診内容

補助対象健診機関	回数	補助額	健診内容
海外を除く全ての医療機関 ※商工会議所等がおこなっている集団健診や健保組合をつうじて健診を受診した場合も、補助の対象となります。	年度内 (4月～翌年3月) 1回	年齢・性別 に関わらず 一律1,500円※	身体測定・問診・血圧測定・視力検査・聴力検査・尿検査・胸部X線血液検査(貧血・肝機能・脂質・血糖)心電図 ※医師が必要でないと思えるときは省略できる検査項目があります。

※事業所負担額が補助金額を下回る場合は、負担額を上限とします。

■ 申請から支給までの流れ ●様式-H(HPよりダウンロード)

- ・会員割引のある医療機関には、予約時にSCKの会員事業所である旨を伝えてください。
- ・定期健康診断補助(事業所対象)申請書に必要事項を記入し、証明書類①②を添付して補助申請をおこなってください。

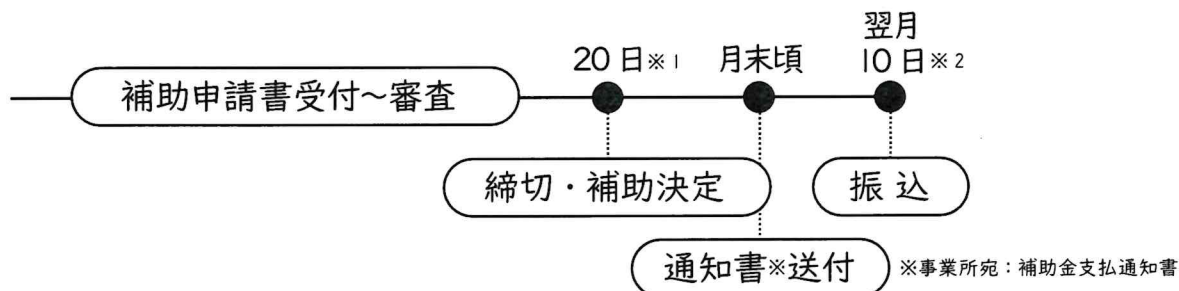
【証明書類】

①事業所名のみ、または事業所名と会員名が併記された領収書、もしくは健診費用の支払いが確認できるもの。

例：領収書、振込受付表、ATM利用明細、ネットバンキング振込完了(照会)画面の写し等

②受診内容(コース名)及び受診者名または受診人数がわかるもの。

例：請求書、請求明細書、受診明細書、生活習慣病予防健診申込書等



※1…締切日がSCK休業日の場合はその前営業日となります。

※2…振込日が金融機関休業日の場合はその翌営業日となります。

※下記の医療機関以外で受診されても補助の対象です。

■ 契約医療機関等

医療機関名	住 所 電 話	一般料金	会員 割引
(医) 淳康会 堺近森病院	堺市堺区北清水町2丁4-1 072-227-8001	8,120	○
(医) 浩仁会 南堺病院	堺市中区大野芝町292 072-236-3636	7,150	○
(社医) 頌徳会 日野クリニック	堺市中区深井中町1248 072-276-5111	8,250	○
(医) 若泉会 まつわかクリニック	堺市南区赤坂台4-20-3 072-284-1123	SCK会員事業所であることを伝え、 お問い合わせください。	○
(医) 杏林会 金岡病院	堺市北区中長尾町2丁4-3 072-251-0001	7,700	○
(医) 暁美会 田中病院	堺市美原区黒山39-10 072-349-8077	8,800	○
(一財) 大阪府結核予防会 堺複十字診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 (南海堺東ビル8F) 072-221-5515	9,900	
(医) 大泉会 大仙病院	堺市西区北条町1丁2-31 072-278-2921	7,700	
(医) 橘甲会 橘甲会クリニック	大阪市中央区内久宝寺町3-4-1 06-6943-1306	9,350	○

※医師が必要でないと認めるときは省略できる検査項目があります。その他のコースについては医療機関にお問合せください。
 ※上記料金は2023年3月1日現在のものです。消費税率の変更等により料金は変更になる場合があります。
 ※会員割引のある医療機関については、SCK会員事業所であることを伝え、会員料金をご確認ください。
 ※南堺病院、堺複十字診療所、橘甲会クリニックで出張健診を希望される場合は、医療機関にご相談ください。

■ 契約医療機関（出張健診のみ：巡回50名以上）

医療機関名	住 所 電 話	一般料金	会員 割引
(医) 朋愛会 朋愛病院	大阪市東成区大今里3-14-27 06-6973-3218	6,600	○

生活習慣病健診についても、会員事業所割引があります。

※出張可能な人数等は、医療機関にお問合せください。
 ※医師が必要でないと認めるときは省略できる検査項目があります。その他のコースについては医療機関にお問合せください。
 ※上記料金は2023年3月1日現在のものです。消費税率の変更等により料金は変更になる場合があります。
 ※会員割引のある医療機関については、SCK会員事業所であることを伝え、会員料金をご確認ください。

▶ 定期健康診断・人間ドック等補助制度（個人対象）

■ 対 象 ●自己負担額 1,500 円以上の定期健康診断・人間ドック等の受診

■ 申請期限 ●受診後 1 年以内 ※退会後の申請不可

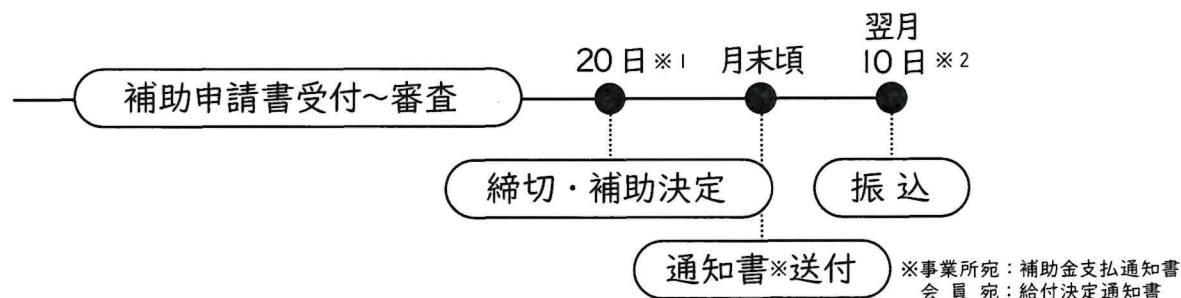
■ 補助対象健診機関 ●海外を除く全ての医療機関

■ 補助対象健診・回数・補助額

補助対象健診	回数	対象年齢	本人負担額（税込）	補助額
定期健康診断 生活習慣病予防健診 人間ドック（国保ドック含む） 脳ドック PET オプション検査 ほか	年度内 （4月～翌年3月） 1回	35歳未満	金額にかかわらず	1,500円
		35歳以上	10,000円未満	1,500円
			10,000円以上 20,000円未満	3,000円
			20,000円以上 30,000円未満	5,000円
			30,000円以上	10,000円

■ 申請から支給までの流れ ●様式-5-1(HPよりダウンロード)

- ・ 会員割引のある医療機関（SCKガイド及びHP参照）には、予約時にSCKの会員である旨を伝え、受診日当日に会員証をご提示ください。
- ・ 定期健康診断・人間ドック等補助（個人対象）申請書に必要事項を記入し、会員個人宛で健康診断等を受けられたことが明記された医療機関の領収書(コピー可)を添付して補助申請(FAX可)をおこなってください。



※1…締切日がSCK休業日の場合はその前営業日となります。

※2…振込日が金融機関休業日の場合はその翌営業日となります。

- ・ 給付決定通知書を添えて、補助金を対象の会員にお渡しください。

▶ インフルエンザ予防接種補助制度（個人対象）

■ 対 象 ● 10月1日～翌年1月31日までに個人負担額2,000円以上で受けた予防接種

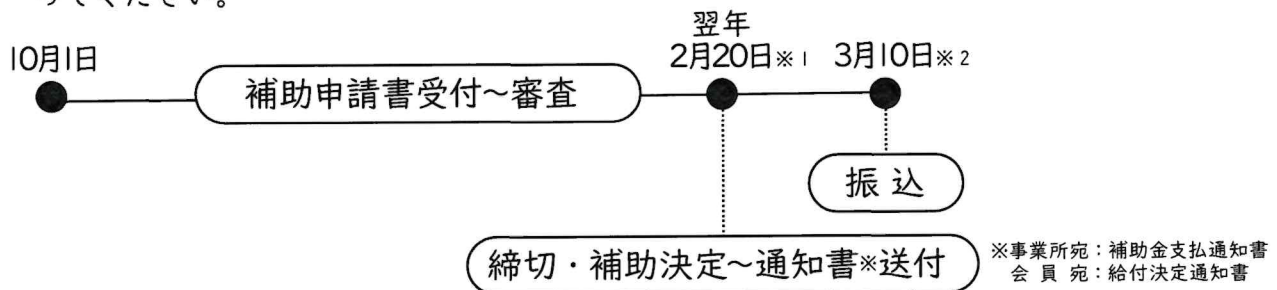
■ 補助額 / 回数 ● 500円 / 年度内1回

■ 補助定員 ● 4,000人（定員になり次第締め切り）

■ 申請期限 ● 2月20日（休業日の場合はその前営業日） ※退会後の申請不可

■ 申請から支給までの流れ ● 様式-5-2(HPよりダウンロード)

- ・インフルエンザ予防接種補助（個人対象）申請書に必要事項を記入し、会員個人宛でインフルエンザ予防接種と明記された医療機関の領収書（コピー可）を添付して補助申請（FAX可）をおこなってください。



※1…締切日がSCK休業日の場合はその前営業日となります。

※2…振込日が金融機関休業日の場合はその翌営業日となります。

- ・給付決定通知書を添えて、補助金を対象の会員にお渡しください。

▶ 職場レクリエーション補助制度（レクサポ）

■ 対 象 ●以下の3つを満たすもの

- ・社内行事として行うスポーツ・文化活動
- ・会員3人以上が参加
- ・会員1人あたりの支出額が1,000円以上

注意!

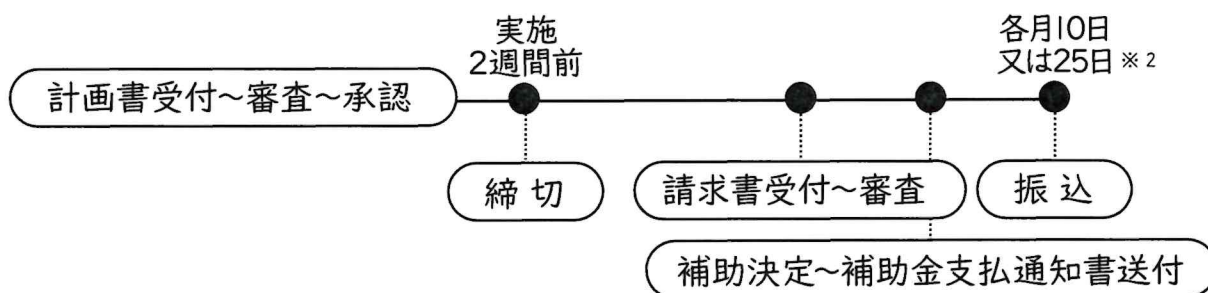
飲食費、宿泊費・交通費、用具・備品の購入にかかる費用、SCK事業参加費
抽選会等の賞品（物品、金券類）購入費、貸し切りバス料金等は補助の対象となりません。

■ 補助額 / 回数 ●1会員1,000円 / 年度内1回

■ 補助定員 ●1,000人（定員になり次第締め切り）

■ 申請から支給までの流れ ●様式-I（HPからダウンロード）

- ・実施日の2週間前までにSCKへ計画書を提出（FAX可）してください。
- ・審査後、SCKより結果を通知いたします。
- ・計画書に記載の参加予定人数・事業内容等に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。
- ・レクリエーション終了後、参加者名簿と領収書（事業所宛・コピー可）を添付のうえ、実施報告書兼請求書を4月20日※¹までに提出（郵送）してください。



※1…4月20日がSCK休業日の場合はその前営業日となります。

※2…振込日が金融機関休業日の場合はその翌営業日となります。

- ・決定した補助金は事業所の会費引落口座または給付金振込口座に振込みます。

▶ 勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）

SCKサービスセンターが「財形事務代行団体」として事務代行をいたします。



<事業主に行っていただく事務>

- ・財形積立金を従業員の給与等から天引
- ・財形加入者の生年月日・住所等の確認
- ・財形加入者の退職等、異動の確認
- ・非課税財形導入時に税務署への届出

<SCKが代行する事務>

- ・財形貯蓄等の申込・契約変更手続き
- ・財形積立金を金融機関に振分け預入

<金融機関が行う事務>

- ・財形貯蓄口座の管理
- ・非課税限度額の管理

■ 財形貯蓄の種類

1. 一般財形貯蓄

- 【加入資格】勤労者
- 【資金使途】自由
- 【積立期間】3年以上

2. 財形住宅貯蓄

- 【加入資格】満55歳未満の勤労者で他に住宅財形契約をしていない方
- 【資金使途】住宅の新築、住宅の購入、工事費が75万円(税込)を超える増改築など
- 【積立期間】5年以上

3. 財形年金貯蓄

- 【加入資格】満55歳未満の勤労者で他に年金財形の契約をしていない方
- 【受取期間】満60歳以降に5年以上20年以内
- 【据置期間】積立終了から受取開始まで5年以内

■ 事務手続きについて

- ・事業所で新たに財形貯蓄を始められる場合、事業所で既に財形貯蓄をされていて追加のお申込みや契約者が一部払い戻し及び解約等を希望される場合は、SCKまでご連絡ください。

注意!

財形貯蓄契約者がSCKを退会される場合は、必ず事前にSCKへご連絡ください。

財形取扱指定金融機関

近畿労働金庫 三菱UFJ銀行 りそな銀行 紀陽銀行 池田泉州銀行 大阪信用金庫

▶ 中小企業退職金共済（中退共）

SCKサービスセンターでは、中退共制度への加入あっせん業務をおこなっています。お申込み、お問合せはSCKサービスセンターまで。

■ 制度の特色

- 安心**：法律に基づく国の制度です。掛金は安全に管理運用され、退職金は確実に従業員に支払われます。
- 有利**：掛金の一部を国が助成します（初めて中退共制度に加入する事業主に対して掛金月額1/2〔従業員ごとに上限5,000円〕を加入後4か月目から1年間助成します）。掛金は、税法上損金または必要経費として全額非課税となります。
- 簡単**：従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします。手数料もかかりません。
 - ・事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員やパートタイマーも加入できます。
 - ・他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。
※一部対象外となる場合あり

■ 加入できる企業

- ・一般業種 常用従業員300人以下または資本金・出資金3億円以下
- ・卸売業 常用従業員100人以下または資本金・出資金1億円以下
- ・サービス業 常用従業員100人以下または資本金・出資金5千万円以下
- ・小売業 常用従業員50人以下または資本金・出資金5千万円以下
ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

■ 加入させる従業員

- ・従業員は、原則として全員加入させてください。
- ・事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は、加入できません。
- ・法人企業の場合、役員は原則として加入できません。

■ 掛金月額

- ・掛金月額は、5,000円～30,000円の範囲で16種類ありますので、事業主はこの中から従業員ごとに任意に選択できます。また、短時間労働者の方は2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額も選択できます。掛金は全額事業主が負担し、従業員に負担させることはできません。

■ 退職金の請求

- ・従業員が退職したときは、「退職金共済手帳」の2枚目「被共済者退職届」を中退共に提出してください。また、「退職金共済手帳」の3枚目「退職金（解約手当金）請求書」の事業主記入欄に必要事項を記入のうえ、「退職金共済手帳（3枚）」ごと退職した従業員にお渡しし、退職金請求手続きをおこなうようお伝えください。

▶ 全福ワンコイン労災

「全福ワンコイン労災」は、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)加盟のサービスセンターの会員企業の従業員が、業務上または通勤途上の災害で亡くなられたり、身体の障害(後遺障害)を被った場合、国の労災保険の給付に上乗せする団体型の労働災害共済です。

■ 加入条件・方法

- ・加入資格 : SCKの会員事業所で国の労災保険加入者
- ・申込み方法 : 事業所単位でWeb申込み
- ・加入口数と補償額 : 1口より選択、最高3,000万円を目安に最高加入口数までの選択も可能
- ・共済掛金 : 1口月額掛金100円から
- ・掛金支払 : 年払い(事業所規模により月払い可能)、指定銀行口座への振込
- ・共済(補償)期間 : 責任開始日より最初に到来する3月31日まで
- ・更新 : 退会の申し出がない限り、共済期間満了日(3月31日)の翌日更新

■ 問い合わせ先

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
共済元受団体 友愛共済協同組合
全福ワンコイン労災 係
TEL:03-6659-5773 FAX:03-6908-7611

▶ シェアオフィス優待割引サービス【法人登録が対象】

法人として従量課金制でシェアオフィスを利用した際に、基本料金(税抜)が5%割引になります。(固定費は一切不要)

■ 対象施設

- ・Lieffice By NANKAI
Lieffice SAKAI 【15席】(南海堺駅ビル7F) 9:00~22:00
Lieffice IZUMIGAOKA 【18席】(泉が丘広場専門店街) 9:00~22:00

■ 料金

Lieffice SAKAI 料金表 ※料金は施設により異なります。

利用種別	基本料金 (税抜)
完全個室	300円/15分
半個室	120円/15分
オープン席	100円/15分
会議室	550円/15分

【計算例】

完全個室を1時間利用した場合

通常料金 : 300円/15分×4×1.1=1,320円

優待割引適用 : 285円/15分×4×1.1=1,254円

【設備】

無料サービス : Wi-Fi、フリードリンク、商業店割引サービス

有料サービス : プリンター、各種備品貸し出し

■ 申込・問合せ・その他

施設のHPからお申込・お問合せください。 URL <https://lieffice.com/>

- ・法人の規模(従業員数など)に制約はありません。
- ・割引の適用は、法人として事前に登録された場合に限りです。
- ・料金は変更される場合があります。最新の料金はHPをご確認ください。





お問い合わせ・各種届出書類送付先

公益財団法人 堺市産業振興センター 勤労者福祉サービス課
(愛称：SCKサービスセンター)

〒591-8025 堺市北区長曾根町183番地5 堺市産業振興センター本館3階

TEL:072-255-1515 FAX:072-255-5151

ホームページ：<https://www.sck.or.jp>

メール：kousei@sck.or.jp

営業時間：平日（月～金）9：00～17：30 年末年始は除く